約款名	条文	新		旧	
投資信託総合取引約款	第12条 (約款等の変更)	す。)は、法令の 指示、、改正民法 定に基づきを行った。 での内発生の 対力が 対力が を対している。 での方が が対力が での方法により が での方法により が での方法により が での方法により が での方法により に での方法により に でのかかない。	「約款等」という 変更又は皆性にの 変更を 第548条との 40の 40の 40の 40の 40の 40の 40の 40	この場合、所定の制度を表現している。	や款等は出いでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
非課税上場株 式等管理及び 非課税累積投 資に関する約	約款全体の和暦を西暦に変更します。	2014年 2017年 2018年 2019年	2023 年 2024 年 2037 年	平成 26 年 平成 29 年 平成 30 年 平成 31 年	平成 35 年 平成 36 年 平成 49 年
資款 (C) (S) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	第3条(非課税管理制定の設定)	を取設に条の理と管れ月書い廃た場当なこ管れす。 で取設に条の理と管れ月書い廃た場当なこ管れす。 で取設に条の理と管れ月書い廃た場当なこ管れす。 で定し、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では	年前は、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、大学のでは、「大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	(1) (2) お定取設に課定れ勘前の提だに分式廃れが勘の 平にさ客引いま資行はと書合を) おして知の第世にで定は が課を事務と、準非、口年二非設勘いて通にさは業らっ口は場又1まし廃り非のし、き又、 2税、の等は、では、人質、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	分割のはおうぎ年から行た岸のどい1書場が以 3歳1(1非里い岸设施に及 なのご税ではるされのがた設いのを分定そにだ課でにる1を合定降 日れ1のを税定い税よ書さ第 累月い座行累のまで、課け非設年止、口廃でき以理非設な まて日金開口又場管うのい5 積1て開が積通年税金税れ当税よ課けの遺提座止には降す課けり でい以融設座は合理と交。項 投日開設税投知の管融口る行管う税ら9知出のし上、でる税らま にる降商さを累に勘さ付この 資(設の務資を中理商座この理と管れ月書い廃た場当なこ管れす 当お、品れ含積、定れ申の規 勘非さ日署勘、途理商座この理と管れ月書い廃た場当なこ管れす 当お、品れ含積、定れ申の規 勘非さ日署勘、途理商座この理と管れ月書い廃た場当なこ管れす 当お、品れ含積、定れ申の規 勘非さ日署勘、途期品にと非勘さ理る3をた止年株該けと理る。 行客お取てみ投当又る請場定 定課礼、よ定当に

約款名	条文	新	旧	
		(5) 省略	(5) 現行通り	
	第5条(金融商品取引業者等変更届出書の提出及び非課税管理勘定又は累積投資勘定の廃止)	(1)お客さまが当行に開設されている非 課税口とは累積といるを非課税を 一般では累積投資といる。 一般では累積を 一般ででは累積を 一般ででは累積を 一般ででは累積を 一般でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	(1)お客さまが当行に開設されている非 課税口に開設されている 管商に設けられるべ他の企工を 関定又は累積投資数するは、 対ようとされる場合には、 対ようとなれる場合には、 が設けられる 場ででは累積で の月1日 の月1日 の月1日 の月1日 の月1日 の日までの間に 、 法第3を の日まで の間に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	
	第6条(非課税口座 廃止届出書の提出)	(1) お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書(法第37条の14第21項に規定するものをいいます。以下同じ。) を提出してください。 (2) (3) 省略	(1) お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書(法第37条の14 <u>第17項</u> に規定するものをいいます。以下同じ。) を提出してください。 (2) (3) 現行通り	
	第7条(非課税口座に対して、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年のでは、	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	

約款名	条文	新	旧
	本人	제 ③ 施行令第25条の13 <u>第12項</u> 各号 に規定する上場株式等のうち株式投	10 17 17 17 17 17 17 17
		資信託。	資信託。
		(2) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定には、お客さ	(2) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定には、お客さ
		まが当行と締結した累積投資契約に 基づいて取得した次に掲げる株式投	まが当行と締結した累積投資契約に 基づいて取得した次に掲げる株式投
		資信託(当該株式投資信託を定期的 に継続して取得することにより個人	資信託(当該株式投資信託を定期的 に継続して取得することにより個人
		の財産形成が促進されるものとし て、その株式投資信託の投資信託約	の財産形成が促進されるものとして、その株式投資信託の投資信託約
		款において施行令第25条の13 <u>第</u> 14項各号の定めがあり、かつ、内	款において施行令第25条の13 <u>第</u> 13項各号の定めがあり、かつ、内
		閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)	閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)
		のみを受け入れます。 ① 第3条の規定により累積投資勘定が	のみを受け入れます。
		設けられた日から同年の12月31	設けられた日から同年の12月31
		日までの間に受け入れた株式投資信 託の取得対価の額(購入した株式投	日までの間に受け入れた株式投資信 託の取得対価の額(購入した株式投
		資信託についてはその購入の代価の 額をいい、払込みにより取得をした	資信託についてはその購入の代価の 額をいい、払込みにより取得をした
		株式投資信託等についてはその払い 込んだ金額をいいます。)の合計額が	株式投資信託等についてはその払い 込んだ金額をいいます。)の合計額が
		40万円を超えないもの ② 施行令第25条の13第20項にお	40万円を超えないもの ② 施行令第25条の13第18項にお
		いて準用する同条 <u>第12項</u> 第1号、 第4号及び第10号に規定する株式	いて準用する同条 <u>第11項</u> 第1号、 第4号及び第10号に規定する株式
		投資信託 (3) 省略	投資信託 (3) 現行通り
	第11条(非課税口	(1) 法第37条の14第4項各号に掲げ	(1) 法第37条の14第4項各号に掲げ
	座内上場株式等の払 出しに関する通知)	る事由により、非課税管理勘定から株式投資信託の全部又は一部の払出	る事由により、非課税管理勘定から株式投資信託の全部又は一部の払出
		し(振替によるものを含むものとし、 第7条第1項第1号ロ及び同項第2	し(振替によるものを含むものとし、 第7条第1項第1号ロ及び同項第2
		号によるもの、施行令第25条の1 3 <u>第12項</u> 各号に規定する事由に	号によるもの、施行令第25条の1 3 第11項各号に規定する事由に
		係るもの並びに特定口座への移管に 係るものを除きます。) があった場合	係るもの並びに特定口座への移管に 係るものを除きます。) があった場合
		(同項各号に規定する事由により取 得する株式投資信託で、非課税管理	(同項各号に規定する事由により取 得する株式投資信託で、非課税管理
		勘定に受け入れなかったもので、非 課税管理勘定に受け入れた後直ちに	勘定に受け入れなかったもので、非 課税管理勘定に受け入れた後直ちに
		当該非課税管理勘定が設けられた非 課税口座から他の管理口座への移管	当該非課税管理勘定が設けられた非 課税口座から他の管理口座への移管
		による払出しがあったものとみなさ れるものを含みます。)には、当行は、	による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、
		お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与	お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与
		を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により	を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により
		当該非課税管理勘定に受け入れられ ていた株式投資信託を取得した者)	当該非課税管理勘定に受け入れられていた株式投資信託を取得した者)
		に対し、当該払出しがあった株式投	に対し、当該払出しがあった株式投
		資信託の法第37条の14第4項に 規定する払出し時の金額及び口数、	資信託の法第37条の14第4項に 規定する払出し時の金額及び口数、
		その払出しに係る同項各号に掲げる 事由及びその事由が生じた日等を書	その払出しに係る同項各号に掲げる 事由及びその事由が生じた日等を書
		面により通知します。 (2) 法第37条の14第4項各号に掲げ	面により通知します。 (2) 法第37条の14第4項各号に掲げ
		る事由により、累積投資勘定から株 式投資信託の全部又は一部の払出し	る事由により、累積投資勘定から株 式投資信託の全部又は一部の払出し
		(振替によるものを含むものとし、 施行令第25条の13 <u>第20項</u> にお	(振替によるものを含むものとし、 施行令第25条の13 <u>第18項</u> にお
		いて準用する同条 <u>第12項</u> 第1号、 第4号及び第10号に規定する事由	いて準用する同条第1 <u>1項</u> 第1号、 第4号及び第10号に規定する事由
		に係るもの並びに特定口座への移管 に係るものを除きます。)があった場	に係るもの並びに特定口座への移管 に係るものを除きます。) があった場
		合(同項第1号、第4号及び第10 号に規定する事由により取得する株	合(同項第1号、第4号及び第10 号に規定する事由により取得する株
		式投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったもので、累積投資勘定	式投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったもので、累積投資勘定
		に受け入れた後直ちに当該累積投資	に受け入れた後直ちに当該累積投資

約款名	条文	新	旧
		勘定が設けられた非課税 口座から他の保管口座の移管による切をは出きれるのを言れるのを言れるのを言れるのを言れるのでは、当行は、お者のます。)には、当年を自身を自身を生ずるがあった。)には、当時のは、当時のは、当時のは、当時のは、当時のは、当時のは、当時のは、一年の、一年の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本	勘定が設けられた非課税 口座から他の保管口外の移管によるものを当れるのを言れるものを言れるものできれるものできれるものできれるものでは、当行は、お者のでは、当時を生ずるのでは、当時を生ずるがあった。)には一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般で
	第12条(非課税管 理勘定又は累積投資 勘定終了時の取扱い)	(1)(2) 省略 (3) 第1項の規定により、非課税管理勘定が終了した場合、当該非課税管理勘定に受け入れられていた株式投資信託については、当該非課税管理勘定から、お客さまが当行に開設される他の年分の非課税管理勘定に移行できます。この場合、する生とができます。一個では、当該非課税管理勘定の移管を打った第7条第1項第2号の移管を打った第7条第1項第2号の移管を「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。 (4) 前項の規定による場合を除き、非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け	(1)(2) 現行通り (3) 第1項の場合、当該非課税管理勘定に受け入れられていた株式投資信託については、当該非課税管理勘定から、お客さまが当行に開設されている非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定に移管することができます。 (追加) (4) 前項の規定による場合を除き、非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け
	第13条(非課税口	代では、 がでは、 大れられていた株式投資信託は、お客さまが、当行に特定口座を開設されている場合には当該特定口座に、特定口座を開設されていない場合には一般口座に移管されます。ただし、お客さまが、非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに当行に「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出された場合には、お客さまが当行に特定口座を開設されていたとしても当該株式投資信託は一般口座に移管されます。 5)省略	(5)現行通り 当行は、法第37条の14第25項及び
	第13年(非話院口 座年間取引報告書の 提出)	施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。	第11は、法界37条の14第25項及び施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。
	第14条(届出事項の変更)	(1)省略 (2)お客さまが当行に開設されている非 課税口座に、その年設けられた勘定の 種類を変更しようとされる場合には、 当行所定の日までに、当行に対して 「金融商品取引業者等変更届出書と変更用)」をご提出いただくな客 あります。この場合、当行がお客出書 、助定変更用)」の提出を受けては、 お客さまに交付することなく、その作 成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、法第37条の1 4第25項の規定を適用します。	(1)現行通り (2)お客さまが当行に開設されている非 課税口座に、その年設けられた勘定の 種類を変更しようとされる場合には、 当行所定の日までに、当行に対し 「金融商品取引業者等変更届出書要 定変更用)」をご提出いただくな客 ます。この場合、当行がお客出書 のます。この場合、当行がお客は がら「金融商品取引業者等変更届性化 があります。この場合、当行がお客 と変更用)」の提出を受けては、 お客さまに交付することなく、そので 成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、法第37条の1 4 <u>第21項</u> の規定を適用します。
		(3)~(5)省略	(3)~(5) 現行通り